

## 熊本高等専門学校八代キャンパス学生寮改修における学寮給食業務委託実施細目

独立行政法人国立高等専門学校機構熊本高等専門学校（以下、「委託者」という。）と学寮給食業務を受託する者（以下、「受託者」という。）との間の熊本高等専門学校八代キャンパス学生寮改修により厨房等が使用できない期間の実施細目は、次のとおりとする。

### 【基本的事項】

1. この実施細目の適用期間は令和5年4月1日から令和6年3月31日とする。
2. 受託者は、改修期間中の給食については教職員食堂を使用し、提供を行うこと。
3. 給食日並び給食時間については、原則として「熊本高等専門学校学寮給食業務委託実施細目」と同様とする。

### 【業務要領】

1. 提供数については、以下のとおりとする。
  - ・1～2年全員並び特別メニュー対象学生（数名）に提供（130食程度）
  - ・3年以上：提供なし
  - ・1日3食（朝・昼・夕）のメニューは各1種類とする。
  - ・特別メニューの提供については、委託者・受託者間の協議のもと、柔軟に対応すること。
2. 給食は、1日3食（朝・昼・夕）とし、受託者が作成した献立により実施する。ただし、特段の事情等により学寮給食を希望しない学生に対しては、学寮給食利用の可否を選択できること。  
また、入寮生に対してアレルギー調査又はアンケートを実施し、これに対応すること。

### 【給食費及び欠食に関する事項】

1. 給食費の日額は、企画提案書にて提示された金額を当該月の給食日数を乗じて得た額を月額とする。  
なお、日額等の金額は委託者・受託者間において協議して改定することができる。  
また、受託者から寮生への給食費の還付（以下「欠食返戻金」という。）の算出については、企画提案書に提示された各食（朝、昼、夕）の食品材料費を採用する。
2. 寮生の欠食及び欠食返戻金の取り扱いについては、熊本高等専門学校学寮給食業務委託実施細目【給食費及び欠食に関する事項】の内容を遵守すること。

### 【その他】

1. 提供場所については、八代キャンパス教職員食堂（別紙1参照）並びに龍峰会館（別紙2参照）とする。
2. 上記内容以外については、熊本高等専門学校学寮給食業務委託実施細目の内容を原則遵守すること。